

## 紹介

### L・ハムブルガー著「ナチス・ドイツは如何にして労働力を動員し、統制したか」

How Nazi Germany has mobilized and controlled labour, by L. Hamburger,  
Washington 1940

L・フレイマンによるならば、一九二三年には歐洲主要國の軍備支出は、國家收入の三・五乃至五・五%であつたが、一九三八年には極く内輪に見積られた計算で、六・六乃至一七%にのぼつてゐることである。<sup>(1)</sup>それは

大戰勃發の前年の計算であるから、大戰勃發後、各國の軍備支出がいかに飛躍的に増大したかは想像に難くない。このやうな厖大な財政支出は、國の産業構成に著しい變動を齎らし、國民經濟の畸形化、即ち、一方における機械、金屬、化學工業並に礦山業の擴大と、他方における衣食住にわたる生活必需品生産の收縮を齎らした。此等の軍需工業は、一般に、技術的並びに價値的構成において高度化された資本の獨占するところであるから、戰爭の進展とともに、此等高度獨占資本は、ますますその集積、集中

のテシボを速める。このやうな軍需工業の擴大は、同時に、厖大な労働力の動員と支配とを必要とするのである。とくに、多數の熟練労働力が必要とされねばならない。しかも、一方において、戰争は同時に多數の生産年齢階級にある労働者を、職場から戰場へと送出してゐる。かやうにして、この必要に應ずるために、必要とされる労働力は、その凡ての給源において汲み盡され、軍需工業の下に吸收されねばならない。戰時經濟における労働力配置政策の意義は明瞭である。この過程は、戰争の繼續する限り、強力に遂行されねばならず、凡ての他の必要とされるべき政策も、このためには犠牲とされざるをえない。たとへば、中小商工業保護政策の如きも、彼等の傳統的保守的性格を考慮するときは、政治的には極めて必要なものとされてゐるにも拘らず、戰争經濟の至上命令の下にあつては、廢棄されざるをえない。否、逆に、労働力給源の最後の一角として、これを整理、解體して賃銀労働者の隊列に編入する方策がとられねばならないのである。かやうにして、戰争の進展は、必然的に一方において一聯の高度獨占資本の集積・集中の過程を促進することともに、他方において、廣汎な人口層の賃銀労働者化を促進する結果を導くのである。まことに、戰争は、恐慌と同じく資本發展の法則の自己貫徹を飛躍的に促進するものである。

以上のやうな、労働力の軍需工業への集中、廣汎な人口層の賃銀労働者の轉化は、統制ある労働配置計畫の下に、計畫的、合理的に、しかも國權力の發動の下に、强行されなければならない。従つて、このやうな労働配置政策の下にあつては、労働者の契約自由、移動自由も、多かれ少なかれ制限されざるをえない。戰時經濟下における労働自由の制限は、たゞ全體主義國家の下においてだけ見られる現象ではないのである。

L・ハムブルガーは、こゝに紹介される小冊子、「ナチス・ドイツは如何に

して労働力を動員し、統制したか』において、ナチス・ドイツの労働市場統制政策の進展の過程を、同時に、ドイツ労働者階級の自由喪失の過程に他ならないとして、その發展をあとづけてゐる。著者は、序文によれば、一九三六年までジュネーヴ大學に労働法、労働問題を講じ、現在はアメリカにおいて、ブルッキング協會の客員である。彼の立場は、民主主義のそれであり、この立場からして、全體主義的労働政策に對する批判は峻烈をきはめてゐる。いふまでもなく、吾々はこのやうな立場を承認するものではなく、従つて、その説くところに就いても、このやうな立場にもとづく制約を充分に警戒してかゝらねばならないであらう。しかも敢へて紹介を試みる所以は、この著書が小冊子ながら、主題に關する極く最近までの發展を簡単に敍述して居り、現實にナチス・ドイツにおいてとられてゐる政策を概観するに便利であると考へたことと、從來ナチス・ドイツの政策に關しては、官廳側からの報告以外には、殆んどよるべき資料をもちえなかつたので、反対者の立場からする批判にも一應きくべきものがあるかと考へたからである。世界觀の如何を問はず、先づ事實自體に對する客觀的認識を得るといふことは、一切の科學に對する *Conditio sine qua non* でなければならぬであらう。

## II

ハムブルガーによるならば、ドイツ労働者は、ナチス治下において、そのかつて有した自由の地位から、中世封建制下における農奴よりもより完全な隸從の地位につきおとされたのである。彼はこの過程を、労働配置計畫の發展のうちに、多數の法律、命令、訓令を通じて追跡し、之と封建的労働法との比較をも試みてゐる。

ドイツにおける労働力の不足、とくに軍需工業労働力の不足は、一九三六

L・ハムブルガー著「ナチス・ドイツは如何にして労働力を動員し、統制したか」

年九月、ヒットラーによつて四ヶ年計畫が宣布され實踐にうつされたとき以來とくに痛切に感じられはじめた。爾來戰爭情勢への進展にともなふ軍需工業の擴張とともに主として軍需工業の労働力不足は、いよいよ加重され、現在にいたるまでナチス經濟の有する最も重大な問題の一つになつてゐる。従つてナチス・ドイツの労働配置政策も、この時以來、本格化されて來たのである。このやうな労働力不足に對する對策は、その部分においては相互にきはめて相違してゐるけれども、その全政策を貫いて一つの特徴が見出される。即ち労働自由、否人間自由の完全な無視即ちこれであるとハムブルガーは云つてゐる。彼は、戰時經濟下のナチス労働統制政策を、「侵害された自由の領域及び自由を奪はれた人間の種類」によつて（イ）強制的見習工制、（ロ）職場轉換の強制、（ハ）使用者、獨立營業者の動員、（ニ）婦人、ユダヤ人、幼少年、老年者、囚人の動員、（ホ）強制徵用制、（ヘ）最高銀制度、に分けて之を論じてゐる。

### （イ） 強制的見習工制

熟練労働力の不足は、前大戰當時においても見られたのであるけれども、それは今次の大戰において遙かに尖銳な形をとつてあらはれた。それは、ナチス政權確立までの世界恐慌の時期に厖大な慢性的失業者群が蓄積されてゐたからである。長期にわたる失業は、多數の軍需工業労働者を無資格者にしてしまふ。しかもその間に技術の著しい進歩があるとき、このことはとくに甚だしい。そしてまたこのやうな失業狀態の下にあつては、就職に成功した労働者といへども、しばしば自己の熟練した職場で働くかないで、半熟練乃至は非熟練労働者として働くことを餘儀なくされる。また此等の失業した熟練労働者は時としては、以前には未成年者が就業してゐた職業へ赴かざるをえない。かうして見習工の數は減少をみるにい

たつたのである。企業は、このやうな状態の下にあつては、成年熟練労働者をも未成年労働者同様の低賃銀で雇傭しうるので、見習工の養成に力を入れる必要がなくなつた。此等の一切が、軍需工業における見習工の不足と熟練労働者の不足とを、今次大戦において特に鋭くさせたのである。

ナチスの労働政策が、何よりも先づ、これらへの対策を緊急の問題としてとりあげねばならなかつたのは以上の理由によるものであらう。本項において、ハムブルガーは、軍需工業における見習工の不足を克服するためにられた諸々の対策をのべ、それがいかに見習工の労働自由を制限するにいたつたかに及んでゐる。

一九三六年十一月七日の四ヶ年計畫代行者の第一次命令<sup>(3)</sup>は、一〇人以上の労働者を雇傭する金属及び建築工業に對して、官廳によつて決定された見習工と熟練労働者との比率に従つて、一定數の見習工を訓練する義務をあたへた。これは雇傭主に對する義務であり、見習工にならうと志す青年に對しては、彼がどの部門に就業すべきかを決定する自由は保留されたのである。

しかるに一九三八年三月一日の國勞働紹介局長官の命令<sup>(4)</sup>は、見習工として就業しやうとする凡ての青年に對して、國勞働紹介局による特別許可を必要ならしめ、許可のないかぎり見習工としての就業は禁ぜられることとなつた。この特別許可制によつて、國勞働紹介局は、軍需工業への見習工調達を統制することが出來たのである。

しかし、以上の方策は、新たに何等かの工業への就労を希望する青年に對してだけ行はれるものであり、學校を卒業する青年で就労を希望しない青年を動員するものではない。しかも、軍需工業における熟練工の著しい

不足は、此等の青年をも動員することを必要とするに至つたので、一九三八年三月一日の國勞働紹介局長官の命令<sup>(5)</sup>は、同時に、小學校及び中學校卒業生に關して、その両親及び保護者に、その子弟に關して國勞働紹介局に報告する義務をあたへた。この報告によつて、國勞働紹介局は、凡ての學校を卒業する青年に對する動員計畫を準備することが可能にされたのである。更に、此等の青年を雇傭しやうとする場合、官廳及び經營相互の間には競争が行はれ、此等の官廳及び經營は、その内部に學校を設け、職業教育を施すことによつて、青年を誘致しやうとした。此等の競争を排し、學校を卒業する青年の労働配置を統制するために、一八三八年四月二十三日の文部省特別命令及び一九三八年九月十九日の、國勞働紹介局長官の命令<sup>(6)</sup>によつて取締りが行はれ、經營内の職業教育施設は、國勞働紹介局の認可なき限りは行はれないとされた。この命令の效果は充分でなかつたので、再び一九三九年初めに、國勞働紹介局長官から、學校卒業生を國策上必要な労働に配遣するための命令<sup>(7)</sup>が發せられた。かやうにして、見習工となるべき青年の動員が完全に統制されたのは、一九三九年春以來のことである。

であつた。ナチスの強制見習工制は、之とは全然異つてゐる。それは、先づ凡ての青年を対象として捉へ、その目的も、社會的繁榮を促進するものでなく、國に、戦争に必要な熟練労働力の供給を確保することである。従つて、このやうな政策は、青年の自己責任性をも解除する。更にこのやうなシステムの下では、個人の職業的能力の全般的發展は、たんなる偶然に委ねられざるを得ない。このことは説明を要するであらう。だいたい戦争經濟は、大量の熟練労働力を、出來得る限り短期間に獲得することを必要ならしめてゐる。従つて、見習工の訓練にも拙速主義がとられ、基本的産業教育よりも、部分的労働技術の訓練が意企されてゐた。かうして雇傭主に對して、見習工訓練期間を短縮すべきことが強制され、一九三八年十月二十二日の經濟大臣の命令と、同じく一九三九年四月一日の命令とは、三年を越える見習工教育期間を禁止した。このやうな拙速な職業教育は、青年に熟練は與へるであらうが教育はあたへない。ハムブルガーはこれを「最初から大學で近眼者の眼鏡の處方ばかりやらされる醫學生」にたとへてゐる。

#### (ロ) 職場轉換の強制

戦争經濟の進展に伴つた軍需工業の労働力需要の緊急の必要は、見習工の訓練による労働力補給をまつ餘裕を許さないのである。従つて、かつての軍需工業労働者で、世界恐慌當時職場を奔はれ、彼の熟練を必要としない職場に就労することによつて生活してきた労働者の熟練を生かすために、彼をもとの職場に歸還させることが強制的に行はれた。即ち一九三六年十一月七日の第三次四ヶ年計畫代行者の命令によつて、かつての金屬及び建築労働者で他の職場についてゐる者は、その職場を捨て、金屬及び建築労働に就くことを強制された。これは、國勞働紹介局、現在の雇傭主及び當該労働者の協議の上で行はれるのであるが、當該労働者が轉業を欲

しない場合を、法律は何等規定してゐない。つまり國勞働紹介局の規定は絶對的のものである。この方策はやがて炭坑労働者にも及ぼされ、やがて一九三九年三月、凡ての工業部門に對して上述のやうな條件の下にある労働者を、彼の希望する是否とに不拘、その從前の職場に歸還さすべき命令が、ゲーリングによつて、國勞働紹介局長官に對して發せられた。之を補ふものは、公共事業労働者に對して同様の處置をとらうとする一九三九年四月三日の内務省の訓令である。かうして、労働者の意志の如何を問はず、職場轉換の強制は全産業にわたつて行はれたのである。

#### (ハ) 使用人、獨立營業者の動員

はげしい労働力不足は、不急産業の使用人並びに獨立營業者の動員をも必要とするにいたつた。先づ青年使用人の動員について述べやう。一九三六年十一月七日の四ヶ年計畫代表者の第五次の命令は、一〇人以上の使用人を有する經營及び行政官廳に對して、一定數の四〇歳以上の使用人の雇傭を命じた。更に一九三七年四月十五日國勞働紹介局長官の第五次命令は、凡ての經營に對して、使用すべき老年の使用人の數を決定した。此等の方策によつて就労せしめられた四〇歳以上の使用人は四三、〇〇〇人に上つてゐる。これらの方策の意企するところは、老年の使用人の就労によつて職場を奔はれた青年使用人を、直接の強制によらず、軍需工業労働者に轉ずるのやむなきにいたらしめるにある。しかし、このやうな方策は、ナチスの労働憲章である國民労働秩序法に抵觸する。即ちこの法律によるときは、労働者及び使用人は、解雇にさいして、それが經營の必要に出るのでなく解雇によつて生活の困難が惹起せしめられるときは、労働裁判所に訴へて補償を請求しうるのである。そこで、一九三六年十一月七日の命令は、老年の使用人の雇傭にもとづく解雇は國勞働紹介局の同意の

下に行はれるときは、國民労働秩序法の意味において、「經營の必要に出るもの」と見做さるべきを規定してゐる。一九三九年四月二十六日の大藏大臣による、行政官廳における老年の使用人の雇傭に關する命令は、上述の方策を補ふものである。

獨立營業者に對する動員の方策は、とくに注目に値する。先づ行商が槍玉にあげられた。行商は從來毎年營業の許可をうけねばならなかつたのであるが、一九三七年十二月十四日の國勞働紹介局長官の命令は、<sup>(12)</sup>行商の許可にさいして國勞働紹介局の同意を必要ならしめた。國勞働紹介局は、許可を申請する行商が軍需工業への適格性を有すると見做すときには、之に轉業を命じ、彼がその命令を拒否するときは、營業許可を取消すのである。この場合、轉業によつて、たいていの場合、行商の經濟狀態は悪化したのであるが、これは、轉業を拒否する理由にはならない。このやうな慈悲的な「職業的追放」策について、一九三八年の勞働省の報告は若干の辯明を試みてゐる。曰く、「若干の獨立は益なくしてむしろ害がある。何故なら、それは極めて僅少な收入しか齎らさず、労働者或は使用人としての仕事の安全さにひとしい安全さを今日は與へない」ハムブルガーは、これに反して次のやうに云つてゐる。「もし、勞働省の云ふやうに、眞に労働者及び使用者の地位が羨むべきものであるなら、上述のやうな行商人たちが何故彼等の自由意志からその前にあたへられてゐる機會を捉へようとしないのか、何故反対に、人を幸福におひやるに強制的手段が必要であつたか、このことは何等説明されないと。」

次に、軍需工業労働への動員は、獨立手工業者にまで及んだ。いふまでもなく、手工業者はプチブルジョアの中軸をなし、ヒットラー政權の確立は、彼等の支持によるところがきはめて大きかつたのである。従つて、從來

チス政府は、彼等の支持を確保するために、多數の保護政策を用ひてゐた。全手工業者組織は一九三三年、一九三四年に公けの職分團體として認められてゐた。従つて、いま彼等に對しても轉業政策が強行されるとき、それは、如何に勞働力不足が尖鋭化されて來たかを反證するものに他ならないであらう。

先づ、國勞働紹介局は、一九三八年度手工業に從事する職人及び使用人に對して轉業を獎勵した。その結果、若干の職人を必要とする程度の大きさの手工業者は店舗を閉鎖し、政府の欲するところに労働を求める程度を餘儀なくされた。次に、業主に對して轉業が獎勵された。工場労働に適格性を有すると認められた手工業者には、所得稅其他の稅金の支拂延期は取消される。もし規定の期間内に未拂金の支拂が不能となる場合には、その店舗は閉鎖せしめられる。これは法律的根據なくして行はれた。

以上の間接的方法を以て所期の效果を得ることの出來なかつた勞働省は、一九三九年二月二十二日公然と手工業者に對する攻撃を開始した。即ち「手工業者に對する四ヶ年計畫遂行に關する命令」<sup>(13)</sup>が發せられたのである。この命令によつて、手工業以外の労働に適格性を有する凡ての手工業者は、手工業局と國勞働紹介局の共同によつて、手工業の地位を奪はれ、他の労働に就かしめられた。この場合業者のうける損害は、彼の獨立を維持せしめる理由とはならない。かうして、一九三九年七月には、一〇萬以上の手工業者が工業労働者の列に加はつた。とくに、肉屋、パン屋、衣服業者、帽子製造業者、靴製造業者が、轉業せしめられたのである。

小賣商に對しても、一九三九年三月十六日の命令によつて同様な方策が用ひられ、七月にはその三分の一が整理された。

は、最初は労働者のみに對して利用されてゐたのであるが、一九三九年四月二十二日の命令によつて獨立營業者にも及ぼされたことである。

くりかへしてのべるやうに、一般に獨立中小商工業者は傳統的、保守的觀念の把持者であり、労働者階級と異り、資本制の擁護者ではあつても之と對立するものではない。してみると彼等の保護は、政治的に見てきはめて必要なわけであるが、それにも不拘、労働力不足に對處すべき緊急の必要は、彼等を獨立の地位から賃銀労働者の隊列に驅りたてざるをえなかつたのである。

### (二) 婦人、幼少年、老年者、ユダヤ人、囚人の動員

婦人。ナチズムは當初、婦人の家庭外での労働に反対し、彼等をその職場から、結婚と家庭に歸さうと努力した。たとへば、一九三三年六月一日に制立された結婚貸付金制度は、妻となるべき婦人が、從來の職場をすて、將來もいかなる職場にも就かないといふことを條件にしてゐたのである。これは専ら、男子失業者の救濟と人口増殖とを意企してゐた。結婚貸付金は、人口政策上相當の效果を收めたもののやうであるが、労働力不足は、遂に、此等の政策を放棄し、それを犠牲としても、軍需生産力擴充のための勞働力不足に應すべく、婦人を產業に動員せざるをえなかつた。一九三六年三月三十日の法律は、國防奉仕及び労働奉仕に參加するドイツ人の妻には、その生計が困難となる場合、一定の職業を與へられるべく規定した。そして最初は、この扶助は、結婚貸付金をうける婦人には與へられてゐなかつたのであるが、同年十一月七日の大藏大臣の訓令によつて、貸付金をうける婦人にも三月三日法が適用されることになつた。更に一九三七年十一月三日の修正法は、結婚貸付金貸與の爲めの基本的條件である、婦人の轉業をやめ、將來における職業を禁止するといふ條件を廢

した。

一九三八年二月十五日の四ヶ年計畫代行者の命令は、婦人労働力、とくに農業及び家政の労働力不足を補ふために、二五才以下の獨身婦人に對して、農業及び家政に一年間就労してゐない限り、公私經營への就業を禁止する旨を規定した。「婦人義務年」といはれるのが之である。これは、最初煙草、纖維工業の労働者及び使用人たらんとする婦人を對象としてゐたが、農業労働の著しい不足のために、一九三八年十二月二十三日の國労働紹介局長官の命令によつて、凡ての婦人に對し、いかなる職業に就労せんと欲する者に對しても、「義務年」に入ることを要求した。

一九三九年の初め、労働戰線婦人部によつて大規模な婦人労働配置計畫が發表され、生産年齢にある凡てのドイツ婦人に對して、既婚者たると未婚者たるとを問はず、その有する産業的能力に關する詳細な調査が行はれ、この調査を基礎として、廣汎な婦人労働力の計畫的動員が開始された。そこでは多數の手段が用ひられたが、多くの場合、それは、全體主義的統制の下においてのみ考へられる處の壓迫手段によるものであつたとハムブルガーは云つてゐる。此の結果、婦人の就業數は、一九三九年三月、三萬九千、四月、二七萬八千、五月、一六萬五千、六月、八萬八千、七月、九萬五千を增加し、八月十五日の労働大臣の報告によると、最近二年以内の婦人労働の増加は、男子の一〇%に比して、一八%に及び、全就業者の三二%即ち三分の一が婦人によつて占められるに至つてゐる。<sup>(21)</sup>

幼少年及び老年者。見習工の強制訓練については上述した。一九三九年

に學校を卒業したこの少年は、國労働紹介局長官と文部大臣との共同命令によつて四、五月に見習工として就業せしめられたのである。更に政府

は、學校卒業年齢を低め、ある場合は、小學校卒業生の中學入學を拒否した。一九三九年九月二十二日の國防大臣會議は、一六歳以上の高等學校生徒に一年に五ヶ月以内の期間農業補助勞働に就業を命じ、一〇歳から一六歳までの少年を轉易な勞働に就かしめた。

老年者。一九三九年一月一日、國勞働紹介局長官は、老年の勞働力をも動員すべき方針を決定し、比較的健康な老年勞働者への社會保險を取消し、既に勞働をはなれた勞働者を再び就労せしめることとなつた。

ユダヤ人。從來、ナチスは凡てのユダヤ人を勞働過程から閉め出してゐたのであるが、勞働力への渴望は血の憎惡を超越し、一九三九年二月、勞働大臣は命令を發して、凡ての就労してゐない勞働可能のユダヤ人を強制的に勞働せしめた。少數の高い技術をもつ技師、化學者、若干の勞働者、使用人が就労せしめられたのである。

#### 囚人。一九三五年八月、ナチ刑務當局は、とくに囚人金屬勞働者の利用

を考慮した。一九三八年四月八日、國勞働紹介局長官は、全ドイツ地方辯護士會に對して、囚人勞働を使用すべき命令を發した。囚人は主として、土地開拓に利用さるべく、更に刑務所附屬の印刷工場と手工業仕事場は、金屬、電氣工場に轉すべく命ぜられた。更に五月十八日、國勞働紹介局長官は、司法大臣とともに、四ヶ年計畫のために、囚人勞働を廣汎に組織的に動員すべき命令を發してゐる。

#### (ホ) 強制徵用制

上述の諸法案を以てしても、必要とする勞働力を充分に供出することは出来なかつた。従つて、未だ動員されてゐない人口層、即ち、獨立營業者、知識的職業に從事する者、無職者から、最後の勞働力が汲みつくされねば

ならない。このために強制勞働徵用の手段が強行されたのである。一九三八年六月二十二日、奉仕義務制が制定され、「婦人たると男子たると、學生たると老年者たると、雇傭者たると勞働者たると、官吏たるとビジネスマンたるとを問はず」凡ての年齢、凡ての職業のドイツ人は、六ヶ月を超えない期間、強制的に一定の勞働に服せしめられることとなつた。手續は次のやうである。軍需工業の訓練をうけしめられることとなつた。手續は次のやうである。軍需工業の緊急の必要に應ずべき量の勞働力が不足してゐる雇傭者は、地方勞働局に對して、彼の事業の性質、必要とする勞働者數、その勞働の性質、勞働の場所、勞働時間、賃銀其他の勞働條件を申告し、當局は、この要求が國策上必要なりと認めるときは、必要量の勞働適格者を發見次第徵用するのである。徵發は絶對的であり、義務勞働者の個人的事情は考慮されない。この命令によつて、一九三八年度、四〇萬の男子がジーグフリード線建設の勞働に召集された。

本命令は更に一九三九年二月十三日、三月二一日に適用範圍を擴大され、外國人にまで及ぼすとともに、その奉仕勞働の期間は無制限に延長された。最初はとくに國策上、緊急に必要とする勞働に限定されてゐたこの命令は、やがて一九三九年中には、勞働力不足の生ずる如何なる場所に對しても用ひられる一種の萬能薬に化したのである。

#### (ヘ) 最高賃銀制度

勞働力の不足が著しくあらはれて來ると、勞働力不足に苦しむ企業は、賃銀のひき上げを行つて、必要とする勞働力を吸收しやうとする、そこに競争が行はれて、賃銀は著しく騰貴し、それは生産コストを騰貴させて戰爭經濟を脅かすものとなる。更に勞働者は高賃銀を追つて轉々するから、それは企業の生産力を著しく阻礙することになるであらう。

最初、一九三六年上半期に飛行機製作工業において、各企業は協定を結び、前の雇傭主の解雇證明書のない場合、労働者の雇傭を禁じた。これは労働の移動と同時に賃銀の騰貴をも阻止する効果を有した。後に、國勞働紹介局長官の一九三七年二月十一日の命令<sup>(27)</sup>は、金屬労働者を雇傭する場合に労働局の同意を要することを規定した。雇傭主の同意たると國家の同意たるとの相異はあるが、とにかく、金屬労働者は彼の移動の自由を奪はれたのである。國勞働紹介局長官の一九三七年十月六日の命令<sup>(28)</sup>によつて、同様に、雇傭に際して國勞働紹介局の同意を要する旨が、建築企業に對して規定され、建築労働者も移動の自由を奪はれることになつた。其の後、労働力不足は、凡ての産業部内に擴大し、ために雇傭主の競争は賃銀を著しく騰貴せしめた。政府は、之に對して、主として既に就労してゐる労働力を以て新たなる雇傭にあてるこことをつねとする工業部門、したがつて労働力の移動がこの部門の生産を著しく阻害するおそれのある工業部門にのみ、上述の金屬、建築工業におけると同様の方策をとり（一九三八年三月一日の國勞働紹介局長官の命令<sup>(29)</sup>）、一般の他の工業部門に對しては最高賃銀制度を採用せんとした。これによつて、労働統制の官僚化を防ぐことを意圖したのである。一九三八年六月二十五日の命令は、労働管理官に、労賃其他労働條件に干渉し之を決定する無制限の權限を賦與した。彼等はただ例外として少數の場合に最高賃銀を決定するのみで、一般には現存の賃銀率を變更しなかつた。更に、彼等は雇傭主がこの賃銀率を超えた賃銀の支拂をなすことを禁止せず、之を特別の許可にかゝはらせた。しかし實際は、賃銀の引上げが企業主によつて意企される場合、許可は拒絶られるであらうことは明かである。むしろ多くの場合、労働監督官は、賃銀の最低賃銀水準への引下げを企てた。しかし、企業家は、労働者の鐵道運賃を

貨引上を行ひ労働者を誘致せんとした。更に賃銀率の産業部門による相違も労働移動を促す要因となつてゐたのである。

ナチス政府は、こゝにいたつて、從來の直接的な労働移動禁止の方策<sup>(30)</sup>を、より大規模に、より效果的に強行した。即ち一九三九年三月十日の命令は、凡ての種類の企業は、（家政も含めて）國勞働紹介局の許可なきかぎり、農業、山林業、鑛山業、化學工業、建築材工業に從事する労働者及び使用者を雇傭することを得ずと規定した。同時に從來採られた他の労働者移動禁止方策も強化されたのである。かやうにして、中世の農奴が土地に緊縛されてゐたやうに、ドイツ労働者はいまや何らかの仕事に緊縛せしめられることとなつた。つまり彼は Factorial adscriptus となつたのである。ここで、ハムブルガーは、このやうに仕事に緊縛されたドイツ労働者を封建的農奴と比較してゐる。封建領主は彼の領地を逃亡した農奴を自己の領地に連れもどす權利 Droit de suite をもつてゐる。ナチス・ドイツの企業主も、一九三八年の終り以來、その職場を去つた労働者をもとの職場に連れ戻す權利をもつてゐる。しかもこの場合は國家權力によつて行はれるのである。おまけにナチ政府は、國勞働紹介局の許可によらずしてその職場を去る労働者を犯罪者として罪することができる。二箇月乃至八箇月の懲役もまれではないのである。

封建的農奴は、土地に緊縛されてゐて、自由は失つてゐたけれど、その代り彼の就労は安定性をもつてゐた。これは彼等にとつて大きい特權であった。しかしナチス・ドイツの労働者にはこの特權がない。國家は強制徵用制を適用することによつて、彼に最も非封建的な可動性をもあたへたの

やがれ。

この「商業的封建主義」は、イツ労働者をほんと奴隸にちから状態に陥へた。更にわかのくふれた一九三九年十一月十日の命令は、家族關係によつて契約によらなく労働關係にも及ぼされるのであるが、これは主として農民の子弟が、農業労働をして都市に労働を求めるにやねのを防止するためであつた。かやいじ、人をその意志に反して家庭にとりこめ、労賃のために労働するのを禁ずるのを、彼を經濟的人格として認めなさんといふのが、されば古代ローマ法の *Capitis diminutio maxima* だせなかるべくマブルカーせしむる。

(勧業部)

(1) L. フレイマッ「實戰と勞動力の問題」(エコノミスト<sup>19/9</sup>)  
 (2) L. フレイマッ「大戰と労働力の問題」(エコノミスト<sup>19/9</sup>)  
 (3) Reichsarbeitsblatt, 1936, I. p. 299.  
 (4) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 69.  
 (5) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 69.  
 (6) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 330.  
 (7) Reichsarbeitsblatt, 1939, I. p. 74.  
 (8) Reichsarbeitsblatt, 1936, I. p. 294.  
 (9) Reichsarbeitsblatt, 1939, I. p. 126.  
 (10) Reichsarbeitsblatt, 1936, I. p. 296.  
 (11) Reichsarbeitsblatt, 1937, I. p. 93.  
 (12) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 6.  
 (13) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 327  
 (14) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 498.  
 (15) Reichsgesetzblatt, 1932, I. p. 824.  
 (16) Reichsgesetzblatt, 1936, I. p. 327.

(18) Reichsgesetzblatt, 1937, I. p. 1158.

(19) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 46.

(20) Reichsarbeitsblatt, 1939, I. p. 48.

(21) 本年五月四日國會は、特に強調してゐる。「余はイツ女子青年並に婦人も亦別に國家に對する絶大なる貢獻をなし得ぬ」と信じて疑はない。  
 数百萬の農村婦人は男子に代つて野良仕事につき、また數百萬の婦人が工場に事務所、商店に各其の義務を果してゐる」五月六日朝日新聞

(22) Reichsarbeitsblatt, 1939, I. p. 74.

(23) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 1867.

(24) Reichsarbeitsblatt 1938, I. p. 267.

(25) Reichsgesetzblatt, 1938, I. p. 652.

(26) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 106.

(27) Reichsgesetzblatt, 1939, I. p. 126.

(28) Reichsarbeitsblatt, 1927, I. p. 38.

(29) Reichsgesetzblatt, 1937, I. p. 248.

(30) Reichsarbeitsblatt, 1938, I. p. 69.

(31) Reichsarbeitsblatt, 1929, Z, P. 44.

\*

\*

\*

\*